

地方分権改革の総括と展望について (補足資料)

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8)	平成5年6月 地方分権の推進に関する決議(衆参両院) 平成6年2月 今後における行政改革の推進方策について(閣議決定) ※地方分権の推進について記載	第一次分権改革
細川内閣 (H5. 8～H6. 4)	平成6年5月 行政改革推進本部地方分権部会設置	
羽田内閣 (H6. 4～H6. 6)	平成6年12月 地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定)	
村山内閣 (H6. 6～H8. 1)	平成7年5月 地方分権推進法成立 7月 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔) ※平成8年12月 第1次勧告～平成10年11月 第5次勧告 平成13年6月最終報告	
橋本内閣 (H8. 1～H10. 7)	平成10年5月 地方分権推進計画(閣議決定)	
小渕内閣 (H10. 7～H12. 4)	平成11年7月 地方分権一括法成立 平成12年4月 地方分権一括法施行 → 機関委任事務制度の廃止等	
森内閣 (H12. 4～H13. 4)	平成13年7月 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) ※平成15年6月 三位一体の改革についての意見	
小泉内閣 (H13. 4～H18. 9)	平成14～17年6月 骨太の方針(閣議決定)(毎年) → 11月 政府・与党合意	三位一体改革
安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) (第1次)	平成18年12月 地方分権改革推進法成立 平成19年4月 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎) ※平成20年5月 第1次勧告(重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲等) 平成20年12月 第2次勧告(出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し等) 平成21年10月 第3次勧告(義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化等) 平成21年11月 第4次勧告(地方税財政等)	
福田内閣 (H19. 9～H20. 9)	平成21年11月 地域主権戦略会議設置(議長:内閣総理大臣) 12月 地方分権改革推進計画(閣議決定)	第二次分権改革
麻生内閣 (H20. 9～H21. 9)	平成22年6月 地域主権戦略大綱(閣議決定)	
鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6)	平成23年4月 第1次一括法(義務付け・枠付けの見直し等)、国と地方の協議の場法等成立 8月 第2次一括法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲)成立	
菅内閣 (H22. 6～H23. 9)	平成25年3月 地方分権改革推進本部設置(本部長:内閣総理大臣)	
野田内閣 (H23. 9～H24. 12)	平成25年4月 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 平成25年6月 第3次一括法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲)成立	
安倍内閣 (H24. 12～) (第2次)		

これまでの地方分権改革の成果

第一次分権改革

地方分権一括法の概要 (H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)

- 機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例: 農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県) 等

第二次分権改革

地方分権改革推進委員会の勧告	法的措置	
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	第1次一括法 (H23.4成立) 第2次一括法 (H23.8成立) 第3次一括法 (H25.6成立)	○ 義務付け・枠付けの見直し 勧告で示された4,076条項のうち、見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%) ○ 権限移譲 勧告で示された82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目を見直し(69%)
基礎自治体への権限移譲		
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律(H23.4成立)	
国から地方への事務・権限の移譲等 ⇒ 現在推進中	H25.9 当面の方針(地方分権改革推進本部決定) (今後の予定) H25.12 見直し方針(閣議決定) H26 第4次一括法案(通常国会に提出)	

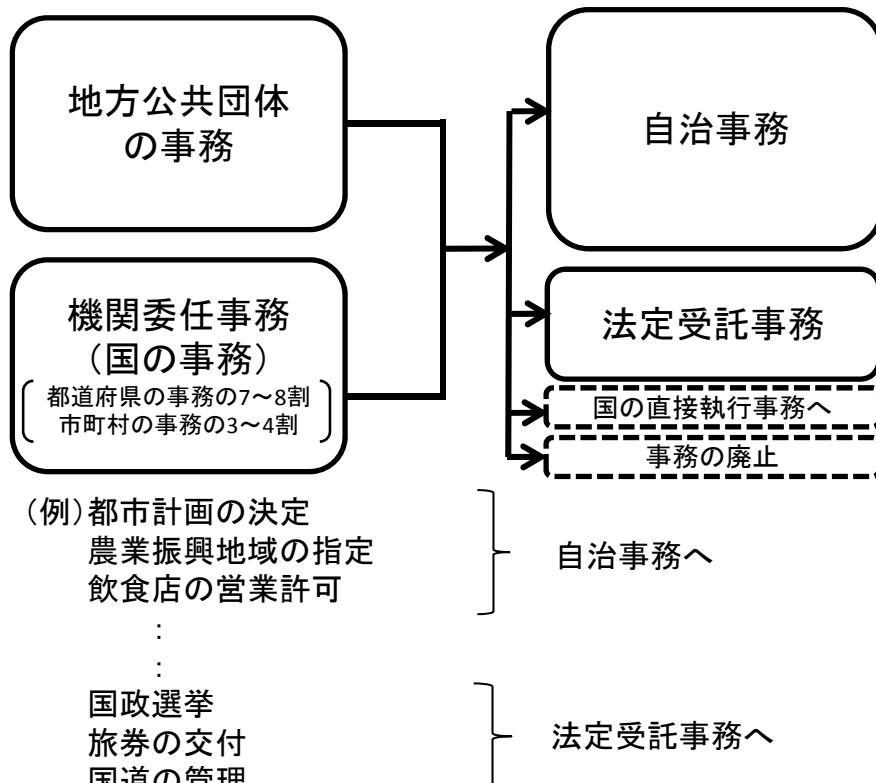
第一次分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

※平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止
(351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止
(通達行政の廃止)



2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設（地方自治法）
 - ・関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・関与は必要最小限のものとすること
 - ・関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小（138法律）

- （例）・教育長の任命に係る文部大臣の承認→ 廃止
- ・漁港修築事業に係る農水大臣の許可→ 届出

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲（35法律）
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

- （例）・国→都道府県
- 農地転用(2ha超4ha以下)の許可権限
- 一定の保安林の指定・解除の権限
- ・都道府県→市町村 障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

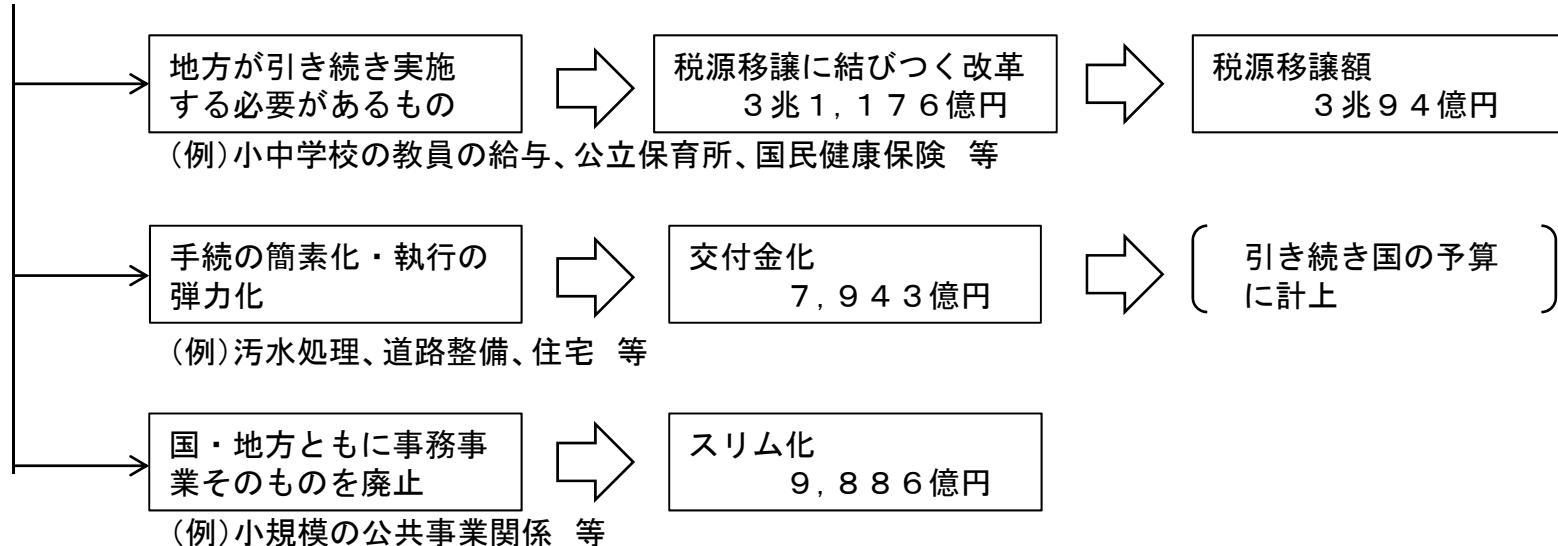
- (1) 必置規制の見直し（38法律）
- (2) 市町村合併特例法の改正

三位一体改革

三位一体改革の成果

① 国庫補助負担金改革	約 4.7兆円
② 税源移譲	約 3兆円
③ 地方交付税改革	約 △5.1兆円

① 国庫補助負担金改革 4兆6,661億円 (H16~H18)



② 税源移譲 3兆94億円

国の所得税から地方の個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を実施(個人住民税は一律10%化)

③ 地方交付税改革 約△5.1兆円

- ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制 約△5.1兆円
- ・算定の簡素化、不交付団体の増加

第二次分権改革

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)

義務付け・枠付けを見直すべきとされた 1,316 条項に対し、975 条項の見直しを実施（実施率 74%）
従来は国が法令で全国一律の基準を定めていたが、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で基準を設定

- (例) 施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居基準及び整備基準
道路の構造の技術的基準
保育所の設備及び運営に関する基準
職員等の資格・定数等 消防長及び消防署長の資格

2. 事務・権限の移譲等

①国から地方へ

平成 21 年の「出先機関改革に係る工程表」（地方分権改革推進本部決定）で見直すとされた事務・権限等について、現在検討中（100 項目）

- (例) 看護師など各種資格者の養成施設の指定・監督（国 ⇒ 都道府県）
無料職業紹介（求人情報を地方公共団体に提供する取組の推進）
自家用有償旅客運送（国 ⇒ 希望する市町村を基本）

②都道府県から基礎自治体へ

第 2 次一括法及び第 3 次一括法等により、検討対象 105 項目のうち 72 項目について、都道府県から基礎自治体への権限移譲を実施（実施率 69%）

- (例) 未熟児の訪問指導（都道府県・保健所設置市 ⇒ 市町村）
地域地区の都市計画決定（都道府県 ⇒ 市町村）

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23. 4. 28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して施策を進めていくため、同法に基づき引き続き運営

- (25年度) 6/5 地方分権改革の取組、骨太の方針の策定等
10/11 平成26年度予算概算要求、地方分権改革の推進等

I 何故にいまこの時点での地方分権か— 地方分権推進の背景・理由

何故にいまこの時点での地方分権の推進が広く各界からこのように強く求められるようになったのか。あらためてその背景・理由を整理すれば、以下のように要約することができると考える。

1 中央集権型行政システムの制度疲労

明治維新以来徐々に形成されてきた中央集権型行政システムは戦時体制の下で一段と強化された。戦後改革はこの戦前のシステムを大きく変革するものであったが、機関委任事務制度の階層化と拡張にみられるように、それは中央集権型行政システムを完全に払拭するものではなかった。そしてその後の高度成長期の行政活動の発展と膨張の流れのなかで、通達行政の濃密化と補助金行政の拡大にみられるように、新しい形態の集権化が積み重ねられてきた。

この明治期以来の中央集権型行政システムは、限られた資源を中央に集中し、これを部門間・地域間に重点的に配分して効率的に活用することに適合した側面をもち、これが当時はまだ後発国であったわが国の急速な近代化と経済発展に寄与し、比較的短期間のうちに先進諸国の水準に追いつくことに大きく貢献してきた事実は、否定できないところである。

しかしながら、中央集権型行政システムにはそれなりの弊害も伴う。すなわち、国民国家の統一のために地域社会の自治を制約し、国民経済の発展のために地域経済の存立基盤を掘り崩す。権限・財源・人間、そして情報を中央に過度に集中させ、地方の資源を収奪し、その活力を奪う。全国画一の統一性と公平性を重視するあまりに、地域的な諸条件の多様性を軽視し、地域ごとの個性ある生活文化を衰微させる。それは、脳神経ばかりが異常に肥大しその他の諸器官の退化した生物にも比せられる。

このように、中央集権型行政システムには功罪両面があるのであるが、わが国の政治・行政を取り巻く國際・国内の環境はここのことろ急速に大きく変貌してきている。そしてその結果として、今日では中央集権型行政システムが新たな時代の状況と課題に適合しないものとなって、その弊害面を目立たせることになったのではないか。言い換えれば、旧来のシステムは一種の制度疲労に陥り、新たな状況と課題に的確に対応する能力を失っているのではないかと考える。

では、國際・国内の環境変化とは何か。そしてこの國際・国内の環境変化と地方分権の推進はどのような関連にあるのか。この点についてのわれわれの認識を整理要約すれば、以下のとおりである。

2 変動する国際社会への対応

冷戦の終結に伴い、国際社会の枠組みは大きく変動した。経済活動のボーダレス化が急速に進み、政府レベルの国際交流のみならず、地域レベル・市民レベルの国境を越えた交流が活発を極め、政治・経済・社会をめぐる新たな国際秩序の模索が続いている。このような国際情勢の下で、国が担うべき国際調整課題があらゆる行政分野にわたって激増してきている。にもかかわらず、この種の国際調整課題に対する国の各省庁の対応は決して十分に迅速かつ的確であるようには見えない。

そこでこの際、国にしか扱い得ない国際調整課題への国の各省庁の対応能力を高めるためにも、地方分権を推進し、国の各省庁の国内問題に対する濃密な関与に伴う負担を軽減することを通して、これを身軽にしその役割を純化し強化していくべきである。

3 東京一極集中の是正

国内の社会経済構造に目を転ずれば、まず産業の海外進出に伴う国内産業の空洞化現象を深刻に受け止めるべきであるが、純粹に国内の現象にかぎってみても、人口・産業・金融・情報・文化等の東京圏への過度の集中に依然として歯止めがかからない。そこで、東京圏における超過密の弊害は住民の生活環境のあらゆる側面に及んでいるとともに、この巨大都市圏は地震等の大規模災害に対しきわめて脆弱になってしまっている。そして地方圏では過疎化が進み、地域社会の活力が低下し、ところによつては崩壊の危機にさらされている。

そこでこの際、多極分散型の国土形成を実効あるものにするためにも、地方分権を推進し、まずは政治・行政上の決定権限を地方に分散し、これによつて東京一極集中現象に歯止めをかけ、地域の産業・行政・文化を支える人材を地方圏で育て、地域社会の活力を取り戻させる必要がある。

なお、首都機能移転はこの課題に対する有効な方策の一つであるのかもしれないが、この大規模プロジェクトへの着手を決断するのであれば、その際に建設される「新首都」を第二の東京にしないためにも、規制緩和と地方分権の徹底した推進が不可欠の前提条件になるはずである。

4 個性豊かな地域社会の形成

わが国は高度成長によって世界有数の経済力を有する国に発展して、先進国の仲間入りをはたした。そしてこの間に、多くの行政分野でそのナショナル・ミニマムの目標水準を達成し、平和で安全な社会を築き上げた。にもかかわらず、国民の多くはその日常生活の場で真的安らぎと豊かさを実感できないでいる。その原因の少なくとも一端は、

中央集権型行政システムの下で全国画一の統一性と公平性が過度に重視され、地域社会の諸条件の多様性が軽視されてきたことにある。ナショナル・ミニマムが概ね達成されたことによって、行政サービスに対する国民のニーズは多種多様になってきた。こうした国民の多様化した価値観に対して全国画一の統一性と公平性の価値基準を押し付けようすることは、もはや時代錯誤になつてきている。

すべての行政分野でナショナル・ミニマムの目標水準を達成し、これを維持していくことは、今後とも引き続き国の担うべき重要な役割である。ナショナル・ミニマムにも達しない地域社会が残存するような地域間格差は国の責任において解消させなければならない。しかししながら、国の各省庁がそれぞれの行政分野においてナショナル・ミニマム又はナショナル・マキシマムというべき目標水準を立て、これをあたかもナショナル・ミニマムであるかのように扱い、全国画一にこの水準まで引き上げようとすることは慎むべきである。ナショナル・ミニマムを超える行政サービスは、地域住民のニーズを反映した地域住民の自主的な選択に委ねるべきものである。その結果として地域差が生ずるとしても、それは解消されるべき地域間格差ではなく、尊厳なる個性差と認識すべきである。

そこでこの際、安らぎと豊かさを日々に実感できる真に成熟した社会に発展していくためにも、地方分権を推進し、固有の自然・歴史・文化をもつ地域社会の自己決定権を拡充すべきである。

5 高齢社会・少子化社会への対応

わが国では今日、他国に類例をみない急激なテンポで人口の高齢化が進み、その反面では少子化が進んでいる。そこで、この人口構成の急激な変動に対応する各種サービスの供給体系の構築が急務になってきており、高齢者に向けては保健・医療・福祉及び生涯学習関連のサービス相互の緊密なる連携が、幼児児童に向けては保育・教育関連のサービスの再編成が要請されている。

また、それは地方公共団体職員による行政サービスの供給だけで対応できるものではなく、各種の公益法人、NPO、ボランティアなどの協力をはじめ、場合によっては民間企業の参入を得て、公私協働のサービス・ネットワークを形成する必要がある。

この種の総合行政と公私協働の仕組みづくりは、国の各省庁別の、さらには各局別の縦割りの行政システムをもつてしては到底実現できない。この種の仕組みづくりは地方公共団体のなかでも、住民に身近な基礎的地方公共団体である市町村の創意工夫に待つほかはない。

そこでこの際、来るべき本格的な高齢社会と少子化社会に的確に対応するためにも、地方分権を推進し、行政の総合化と公私協働を促進すべきである。

第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して

委員会が推進してきた今次の分権改革は、既に第1章で述べたように、第1次分権改革というべきものにとどまっている。この未完の分権改革をこれから更に完成に近づけていくためには、まだまだ数多くの改革課題が残っている。

これらを大きく分類すれば、以下の6項目に整理することができると思う。

I 地方財政秩序の再構築

まず第1に、地方財政秩序を分権型社会にふさわしい新しい姿に再構築することである。

分権型社会にふさわしい新しい地方財政秩序を再構築していくためには、今回の委員会の提言に示されている基本的な方向、すなわち、自己決定・自己責任の原理を地方税財政の領域にまで推し広げて地方公共団体の財政運営の自由度を高めるとともに、地域住民から見てもその受益と負担の関係が分かりやすい税財政構造に改めることをもって、改革の大方针としなければならない。

このためには、現行の国税と地方税の税源配分を改め、地方公共団体の自主財源である地方税収入を充実し、その反面で国からの財政移転に依存した依存財源の規模をできるだけ縮減していくなければならない。その際、依存財源のなかでも、使途の特定された財源であるところの国庫補助金の縮減を優先し、ついで使途の特定されていない一般財源であるところの地方交付税の縮減を図る方途を探っていく必要がある。

地方公共団体は、自主財源である地方税収入についてその税率設定権を含む課税自主権を積極的に行使し、行政サービス水準と地域住民の地方税負担のバランスの当否を地域住民に問い合わせいくべきである。わが国のこれまでの地方自治は、国の地方税法に定められた法定税をその標準税率で課税して得た地方税収入に、国から配分される地方交付税収入や国庫負担金収入、国に申請し交付を受けた国庫補助金収入などを追加した歳入の総額を、いかなる行政サービスに配分するかといふ「歳出の自治」にのみ専念してきた觀があるが、これから分権型社会の地方自治は、地域住民にどれだけの地方税負担を求めるのかといふ「歳入の自治」まで含るものでなければならぬ。

II 地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和

ついで第2に、地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ 자체を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要なため、地方公共団体の事務に対する國の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくことである。

第1次分権改革の主要な成果の一つは、國の通達等による闇を大幅に緩和したことであるが、國の法令等（法律・政令・省令・告示）による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付けの緩和については、ほとんど全く手付かずで終わっている。地方公共団体の事務を文字どおりそれらしいものに変えていくためには、國の個別法令による事務の義務付け、事務事業の

執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和する必要がある。

また、自主財源である地方税収入をこれまで以上に充実確保したとしても、その反面で国からの依存財源が縮減され、しかも国による事務の義務付けは従前どおりに続くことになれば、地方税収入はこれをすべて国から義務付けられている事務の執行経費に充当せざるを得ないことになりかねない。これでは、地方公共団体には単独事業を行う余裕がなく、独自の個性的な自治体政策を展開することは不可能になる。

さらに、国からの依存財源を縮減する方策の一環として地方交付税の大幅な減額を行おうとすれば、義務的経費の縮減を図らなければならない。そのためには、これに先立って国の法令による事務の義務付けや事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和することが不可欠である。それには、全国どこでも一律に最低限度確保されるべきナショナル・ミニマムとは何かを、個別行政サービスごとに厳しく見直す必要がある。その判断基準はその時代時代の社会状況によって変わり得るものであり、不斷の見直しが求められるものだからである。

III 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討

第3に、平成17年3月までの時限法である市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づいて進められている市町村合併の帰趣を慎重に見極めながら、道州制論、連邦制論、廃県置藩論など、現行の都道府県と市区町村の2層の地方公共団体からなる現行制度を改める観点から各方面においてなされている新たな地方自治制度に関する様々な提言の当否について、改めて検討を深めることである。

委員会は当初、地方分権推進法の制定以前の段階において隆盛を極めていたいわゆる「受け皿論」をこの際は一時棚上げにし、当面は現行の地方自治制度を前提にして、この体制の下で可能なかぎりの分権を推進することを基本方針としていた。地方分権推進法の制定に至るまでの論議の過程での、その旨の合意が関係者の間に概ね成立していたと理解していったためであった。

しかしながら、市町村合併については分権改革と同時並行して推進すべしとする声が各方面で高まるばかりであった。そこで委員会としては、第1次勧告を提出した時点、すなわち機関委任事務制度の全面廢止が政府内で合意が得られる見通しが立った時点で、市町村合併問題を地方行政体制の整備及び確立方策の重要な一環として調査審議のそ上に載ることとし、第2次勧告において市町村の自主的な合併の積極的な促進方策を勧告したところである。

これから平成17年3月までの間に市町村合併がどの程度まで進捗するのかによるが、その帰趣によつては基礎的地方公共団体である市町村のあり方にとどまらず、広域的地方公共団体としての都道府県のあり方の見直しも視野に入れた先に述べたような新たな地方自治制度に関する様々な提言がより現実性を帯びてくる可能性がある。そして、分権改革が次の第2次分権改革から更に第3次分権改革へと発展する段階になれば、地方自治制度の将来像を明確にする必要に迫られるのではないか。

第4に、ヨーロッパ先進諸国に普及しつつある「補完性 (subsidiarity) の原理」を参考にしながら、市区町村、都道府県、国の相互間の事務事業の分担関係を見直し、事務事業の移譲を更に推進することである。

すでに第1章で述べたように、第1次分権改革では事務事業の移譲方策の側面ではあまり大きな成果を上げられなかった。しかしながら、ヨーロッパ評議会が制定したヨーロッパ地方自治憲章や国際自治体連合 (IULA) がその世界大会で決議した世界地方自治宣言では、事務事業を政府間で分担するに際しては、まず基礎自治体を最優先し、ついで広域自治体を優先し、国は広域自治体でも担当うにふさわしくない事務事業のみを担当るものとするという「補完性の原理」の考え方が謳われている。

わが国の事務事業の分担関係をこの「補完性の原理」に照らして再点検してみれば、国から都道府県へ、都道府県から市区町村へ移譲した方がふさわしい事務事業がまだ少なからず存在している一方、これまでとはともかく今後は、市区町村から都道府県へ、都道府県から国へ移譲した方が状況変化に適合している事務事業も存在しているのではないかと思われる。分権改革といふと、事務事業の地域住民に身近なレベルへの移譲にのみ目を向けがちであるが、分権改革の真の目的は事務事業の分担関係を適正化することにあるのである。

V 制度規制の緩和と住民自治の拡充方策

第5に、住民自治の拡充方策として、地方公共団体の組織の形態に対する地方自治法等による画一的な制度規制をどの程度まで緩和することが妥当なのか、真剣に議論することである。

地方六団体から委員会に提出された改革要望事項の中には、地方公共団体の組織の形態に関する画一的な制度規制の緩和を求めるような趣旨のものは皆無に近かった。委員会もまた、団体自治を拡充することこそ住民自治を拡充するための先決要件であると考えてきた。その結果、第1次分権改革では住民自治の拡充を直接の目的にした勧告事項はごく少数にとどまった。

しかしながら、最近は、地方自治基本法の制定を提唱する動きや地方公共団体で自治基本条例の制定をめざす動きが一部に現れ始めている。この種の動きの中には、米国に見られる自治憲章制度 (Home Rule Charter System) に類似した発想、すなわち、地方議会議員の選挙制度及び定数、地方議会と首長の権限関係、執行機関のあり方など地方公共団体の組織の形態やその他の住民自治の仕組みを自由に選択する権能を地方公共団体に与えるべきだとする発想が窺われる。

わが国の地方分権が更に進展した状況においては、地方自治法等による画一的な制度規制の緩和を求める声は次第に強まるのではないか。第3次分権改革では、おそらく、住民自治の拡充方策が最も中心的な検討課題になるのではないかと見込まれる。

VI 「地方自治の本旨」の具体化

最後に、憲法第8章第92条の「地方自治の本旨」の内容を具体化し、分権型社会の制度保障を確固たるものにする方策を構想することである。

憲法に第8章地方自治が新設されたことはまことに画期的なことであった。しかし、その限界面にも目を向けなければならない。何よりもまず、この第8章には第92条ないし第95条のわずか4か条しか設けられておらず、先のヨーロッパ地方自治憲章や世界地方自治宣言に定められている地方自治の諸原理に照らせば、そのごく一部しか定められていない。一例を挙げれば、この第8章には地方公共団体の税財政制度を規律する基本原則を定めた条項は皆無である。

しかも、その冒頭の第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とされていることから、地方自治制度の制度設計はあげて国会の立法に委ねられているかのような誤解を招きかねない。もとより、これは正しい憲法解釈ではあり得ないのであって、この条項の元來の主旨を生かすべく、「地方自治の本旨に基いて」を重視する憲法解釈がさまざまに積み重ねられてきた。そしてまた、このたびの地方分権推進一括法で改正された新地方自治法の第1条の2においては、国として、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようにしなければならない旨を定め、また第2条第11項及び第12項においては、地方公共団体に関する法令の規定は、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえるべき旨を定めるなど、いわゆる立法原則及び解釈・運用原則が新たに織り込まれ、「地方自治の本旨」の意味内容を豊かにする方向でそれなりの努力が払われている。

しかしながら、はたしてこれで万全なのであろうか。分権型社会の制度保障をより一層確固たるものにするには、この種の立法原則を更に一段と豊かに具体化していく必要があるのでないか。そうであれば、それはどのような立法形式によるべきなのであろうか。これこそ、将来の分権改革に託された究極の検討課題であろう。

地方分権改革の成果の例

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）

- ① 条例の立案の自由度が高まり、立案過程において、住民、関係団体、事業者等の意見を反映できるようになった。
- ② 独自の基準を定める条例の制定・運用が可能となり、地域の課題を柔軟に解決できるようになった。
…公営住宅の入居基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準等で地域の実情に応じた独自基準が制定されている。

2. 事務・権限の移譲

- ① 住居に近い窓口に一本化、処理期間の短縮、添付書類の省略など、申請等における住民の利便性が向上した。
…パスポートの発給について、市町村に権限移譲したことにより、戸籍謄本の入手、パスポートの申請が市町村1か所で可能となった。また、パスポートセンターが従来よりも大幅に増えたことで、近場での申請が可能となった。【旅券法】
- ② 地域に密着したきめ細やかな対応が可能になった。
…都道府県による立入検査は、対象となる店舗や商品が画一的になりがちだったが、各市に権限移譲したことにより、地域の実情に合った執行が可能となった。また、立入検査の実施件数及び商品数が増加した。【家庭用用品品質表示法・消費生活用製品安全法】
- ③ 従来は、ある行政分野の一部の事務しか担当していなかったが、権限移譲により、基礎自治体において当該分野の事務全体を一括して担当できるようになり、迅速で効果的な行政運営が可能になった。
…介護保険に係る指定居宅サービス事業者の指定権限等が中核市に移譲されたことによって、保険者である市が、介護保険の計画、要介護認定、事業所の指定、給付管理まで全体的な制度管理を行うことが可能になった。【介護保険法】
- ④ 施策の対象者の情報を把握できるようになり、十分な情報に基づき施策の企画・立案・推進が可能になった。
…これまで都道府県が実施していた未熟児訪問指導を市町村が行うことで、支援が必要な児童・母親と直接関わりを持つことができるようになった。【母子保健法】
- ⑤ 組織・人員などの観点で、国と地方、都道府県と市町村を通じた行政の効率化ができた。

地方に対する規制緩和（例）

公営住宅の入居者の対象要件（横浜市）

従 来	改正後	効 果
親子世帯（月収15.8万円～25.9万円）の場合、子どもは「未就学児童」であることが要件	条例で、子どもは「中学生以下の児童」まで拡大（H24～）	入居可能な世帯の拡大により、子育て世代の入居応募者数が4%増加（H24:579世帯→H25:601世帯）し、子育て世代の支援が充実した。

社会福祉施設の非常災害対策（山口県）

従 来	改正後	効 果
社会福祉施設の設置者に対して、以下の非常災害対策を義務付け <ul style="list-style-type: none">・防災計画の策定・非常災害時の関係機関への通報体制整備・定期的な訓練の実施	H21.7豪雨災害の教訓を踏まえ、条例で、左の非常災害対策に加え、県独自の措置として、以下の対策を義務付け（H24～） <ul style="list-style-type: none">・緊急時の安全確保・市町等との協力体制づくり・訓練を踏まえた計画の検証と見直し	社会福祉施設の設置者への非常災害対策の義務付けの追加により、施設の防災対策が強化された。

道路の歩道幅（岐阜県）

従 来	改正後	効 果
歩道幅を2.0メートル以上と義務付け	条例で、1.5メートルまで縮小可能に（H24～）	道幅が狭い道路でも歩道整備が可能となり、歩行者の安全対策が強化された。

県から市町村への権限移譲（例）

パスポートの発給（佐賀県）

従 来	改正後	効 果
佐賀県が <u>4か所</u> の パスポートセンターで 実施	全20市町で合わせて <u>21か所</u> で実施(H18～)	<ul style="list-style-type: none">○申請箇所の増加による利便性の向上 パスポートセンターが従来の4か所から、21か所に増加したため、近場での申請が可能となった。○申請手続のワンストップ化 従来は、市町で戸籍謄本を入手した上で県のパスポートセンターに申請していたが、市町1か所のみで戸籍謄本を入手の上、申請が可能となった。○旅券発給期間の短縮 従来は、申請から発給までの期間が6日だったが、市町への権限移譲と併せて県におけるパスポート作成事務を効率化した結果、最短4日で発給可能となった。

介護保険の居宅サービス事業者の指定・勧告・命令

従 来	改正後	効 果
都道府県が実施	指定都市・中核市が実施 (上記以外の市町村は都道府県が実施) (H24～)	従来は、保険者である市町村が事業者の設備や運営について問題事例を発見しても都道府県に通報することしかできなかったが、権限移譲により、直ちに適切な指導や是正が可能となった。

都市計画における地方分権改革

- 都市計画の決定に関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ（第一次分権改革）
- 都道府県・市町村の都市計画の決定に対する国・都道府県の「認可」が「協議」・「同意」へ（第一次分権改革）
- 指定都市に都道府県並みの権限を移譲（第一次及び第二次分権改革）
- 広域にわたるものを除き、市町村に都道府県の権限の多くを移譲（第一次及び第二次分権改革）

第一次分権改革前		第一次分権改革 (平成12年)	第二次分権改革 (現在)
国	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の都市計画の認可 ・市町村の都市計画の認可 ・都市計画区域指定 ・区域区分 ・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等の用途地域 ・都市施設 (例) 4ha以上の公園 ・市街地開発事業 (例) 20ha超の土地区画整理事業 	国	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の都市計画の協議・同意 ・市町村の都市計画の協議・同意 ・都市計画区域指定 ※指定都市を除く ・マスター・プラン ※指定都市を除く ・区域区分 ※指定都市を除く ・用途地域 三大都市圏・指定都市の用途地域 ・都市施設 (例) 10ha以上の公園 ・市街地開発事業 (例) 50ha超の土地区画整理事業
都道府県		都道府県・指定都市	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等以外の用途地域 ・都市施設 (例) 4ha未満の公園 ・市街地開発事業 (例) 20ha以下の土地区画整理事業 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 三大都市圏・指定都市以外の用途地域 ・都市施設 (例) 10ha未満の公園 ・市街地開発事業 (例) 50ha以下の土地区画整理事業

農地・農振制度における地方分権改革

- 農振制度に関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ <平成12年:地方分権一括法(農振法)施行>
- 2ha以下の農地転用許可事務を「法定受託事務」から「自治事務」へ <平成13年:改正農地法施行>
- 2ha超4ha以下の農地転用許可事務を国から都道府県に移譲(当分の間、農林水産大臣に協議) <平成10年:改正農地法施行>

第一次分権改革前(平成10年以前)		第一次分権改革(平成12年以降)
国	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha超の農地転用許可 ・農用地等の確保等に関する基本指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・4ha超の農地転用許可 ・農用地等の確保等に関する基本指針
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha以下の農地転用許可 (機関委任事務) ※都道府県農業会議へ意見聴取 【平成10年】 2ha超4ha以下の農地転用許可権限を移譲 ・農業振興地域整備基本方針 (機関委任事務:大臣承認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha以下の農地転用許可 (H12:法定受託事務 ⇒ H13:自治事務) ※都道府県農業会議へ意見聴取 ・2ha超4ha以下の農地転用許可 (法定受託事務:大臣協議) ※都道府県農業会議へ意見聴取 ・農業振興地域整備基本方針 (自治事務:大臣協議)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画 (機関委任事務:知事認可) 	<ul style="list-style-type: none"> (事務処理特例条例により) ・4ha以下の農地転用許可 ※都道府県農業会議へ意見聴取 ・農業振興地域整備計画 (自治事務:知事協議)

現行の事務の共同処理の仕組み（概要）

共同処理制度	制度の概要
法人の設立を要しない簡便な仕組み	協議会 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。
	機関等の共同設置 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。
	事務の委託 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
別法人の設立をする仕組み	一部事務組合 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。
	広域連合 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

（平成25年3月28日 第30次地方制度調査会第30回専門小委員会資料）

今後のスケジュール案

事務・権限の移譲等

地方分権改革の総括と展望

10月以降 地方分権改革有識者会議

- ・今後の進め方議論

(適宜、有識者会議に進捗状況を報告)

12月 見直し方針閣議決定

3月 一括法案閣議決定、国会提出

11～12月 地方分権改革有識者会議(月2回程度開催)

- ・地方への調査結果の報告、中間取りまとめに向けた議論
⇒「総括と展望」に関する**中間取りまとめ**(12月)

1～3月 有識者会議地方懇談会(仮称)の開催

- ・有識者会議において、最終とりまとめに向けた議論

4～5月 有識者会議で**「総括と展望」に関する取りまとめ**

6月 骨太の方針に反映

6～7月 地方分権改革シンポジウム(仮称)開催

7月以降 最終取りまとめを受けた検討・整理を推進